

# 愛媛大学学則（案）

〔平成16年4月1日  
規則第1号〕

## 目次

### 第1章 総則

第1節 目的等（第1条～第3条）

第2節 教育研究組織（第4条）

第3節 収容定員（第5条）

### 第2章 学部通則

第1節 学年、学期及び休業日（第6条～第8条）

第2節 修業年限及び在学期間（第9条・第10条）

第3節 教育課程及び履修方法（第11条～第28条）

第4節 入学（第29条～第40条）

第5節 休学、留学、退学等（第41条～第45条）

第6節 卒業の認定及び学位の授与（第46条～第48条）

第7節 教育職員免許（第49条）

第8節 賞罰（第50条・第51条）

第9節 研究生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、受託研究生等及び外国人留学生（第52条～第57条）

第10節 検定料、入学料、授業料及び寄宿料（第58条～第70条）

### 第3章 厚生補導（第71条・第72条）

### 第4章 公開講座等（第73条・第74条）

### 附則

### 第1章 総則

#### 第1節 目的等

（目的）

第1条 愛媛大学（以下「本学」という。）は、学術の一中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させ、もって文化の創造と発展に貢献することを目的とする。

2 本学は、前項の目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

（点検評価）

第2条 本学は、教育研究水準の向上に資するため、本学の教育及び研究、社会貢献、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の点検及び評価に關し必要な事項は、別に定める。

（教育研究上の目的の公表等）

第3条 本学は、学部、学科又は課程ごとに人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を定め、公表するものとする。

2 本学は、教育研究の成果の普及及び活用の推進に資するため、その教育研究活動の状況を公表するものとする。

#### 第2節 教育研究組織

（学科、課程）

第4条 本学の学部に、次の学科及び課程を置く。

法文学部 人文社会学科

教育学部 学校教育教員養成課程

特別支援教育教員養成課程

社会共創学部 産業マネジメント学科

産業イノベーション学科

環境デザイン学科

地域資源マネジメント学科

理学部 数学科

	物理学科
	化学科
	生物学科
	地球科学科
医学部	医学科
	看護学科
工学部	機械工学科
	電気電子工学科
	環境建設工学科
	機能材料工学科
	応用化学科
	情報工学科
農学部	食料生産学科
	生命機能学科
	生物環境学科

### 第3節 収容定員 (収容定員)

第5条 各学部の収容定員は、次のとおりとする。

学部	学科・課程	収容定員			総定員	
		入学定員	編入学定員			
			第2年次	第3年次		
法文学部	人文社会学科	人		人	人	
	昼間主コース	275		10	1,120	
	夜間主コース	90		20	400	
	計	365		30	1,520	
教育学部	学校教育教員養成課程	140			560	
	特別支援教育教員養成課程	20			80	
	計	160			640	
社会共創学部	産業マネジメント学科	70			280	
	産業イノベーション学科	25			100	
	環境デザイン学科	35			140	
	地域資源マネジメント学科	50			200	
	計	180			720	
理学部	数学科	50			200	
	物理学科	50			200	
	化学科	52			208	
	生物学科	43			172	
	地球科学科	30			120	
	計	225			900	
医学部	医学科	95	5		595	
	看護学科	60		10	260	
	計	155	5	10	855	
工学部	機械工学科	90			360	
	電気電子工学科	80			320	
	環境建設工学科	90			360	
	機能材料工学科	70			280	
	応用化学科	90			360	
	情報工学科	80			320	
	各学科共通			10	20	
	計	500		10	2,020	
農学部	食料生産学科	70		5	290	
	生命機能学科	45		2	184	

生物環境学科	55	3	226
計	170	10	700
合計	1,755	5	60
			7,355

## 第2章 学部通則

### 第1節 学年、学期及び休業日

(学年)

第6条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第7条 学年を分けて次の2学期とする。

前学期 4月1日から9月23日まで

後学期 9月24日から翌年3月31日まで

(休業日)

第8条 休業日は、次のとおりとする。

日曜日

土曜日(法文学部の夜間主コースを除く。)

国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

夏季休業 8月7日から9月30日まで

開学記念日 11月11日

冬季休業 12月24日から翌年1月7日まで

2 前項の規定にかかわらず、学長が必要があると認めるときは、休業日を変更し、又は臨時に休業日を定めることがある。

### 第2節 修業年限及び在学期間

(修業年限)

第9条 修業年限は、4年とする。ただし、医学部医学科にあっては、6年とする。

2 前項の規定にかかわらず、大学入学資格を有した後に本学の科目等履修生(大学の学生以外の者に限る。)として一定の単位を修得し本学に入学する場合で、当該単位の修得により本学の教育課程の一部を履修したと認められるときは、その単位数等に応じて、相当期間を本学の修業年限の2分の1を超えない範囲で修業年限に通算することができる。

(在学期間)

第10条 在学期間は、修業年限の2倍の年数を超えることができない。ただし、医学部医学科にあっては、1年次、2年次及び3年次において6年(第36条の2の規定により第2年次に編入学した者の2年次及び3年次においては4年)並びに4年次、5年次及び6年次において6年を超えることができないものとし、医学部看護学科にあっては、1年次及び2年次において4年並びに3年次及び4年次において4年を超えることができないものとする。

### 第3節 教育課程及び履修方法

(授業科目の区分)

第11条 授業科目を分けて、共通教育科目及び専門教育科目とする。

2 共通教育科目及び専門教育科目の授業科目及び単位数は、別に定める。

(教育課程の編成方針)

第12条 学部及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮するものとする。

3 先進的・学際的研究領域の次世代を担う優れた人材を養成することを目的として、第1項に規定する教育課程とは別に、教育課程を設けることができる。

(教育課程の編成方法)

第13条 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。

(教職に関する専門教育科目)

第14条 教育職員免許状を受ける資格を得させるため、教育学部以外の学部においても、教職に関する専門教育科目を設けることができる。

(履修方法)

第15条 学生が履修すべき授業科目の種類、単位数及びその履修方法は、各学部規程の定めるところによる。

(履修科目的登録の上限)

第16条 学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限は、別に定める。

2 前項の別に定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目的登録を認めることができる。

(入学前の既修得単位等の認定)

第17条 本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学(外国の大学又は短期大学を含む。)において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行つた第25条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第24条第2項及び第4項並びに第25条第1項及び第25条の2第1項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(長期にわたる教育課程の履修)

第18条 学生が、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、別に定めるところにより、学長がその計画的な履修を認めることができる。

2 前項の規定により計画的な履修が認められた者の修業年限は、第9条第1項に規定する修業年限に、4年を超えない範囲で別に定める年数を加えた年数とする。

3 第1項の規定により計画的な履修が認められた者の在学期間は、第9条第1項に規定する修業年限の2倍の年数に、4年を超えない範囲で別に定める年数を加えた年数を超えることができない。

(単位計算方法)

第19条 授業科目的単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

(1) 講義及び演習は、15時間から30時間までの範囲で定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技は、30時間から45時間までの範囲で定める時間の授業をもって1単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、この限りでない。

(3) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して大学が定める時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(単位の授与及び成績判定)

第20条 授業科目を履修した学生に対しては、試験の上、単位を与えるものとする。ただし、前条第2項の授業科目については、別に定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えることができる。

2 授業科目的成績は、原則として、秀、優、良、可又は不可の5種の評語をもって表わし、秀、優、良及び可を合格とする。

(成績評価基準等の明示等)

第21条 各学部は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに1年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 各学部は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客觀性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(授業の方法)

第22条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 第1項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

(他学部の授業科目の履修)

第23条 学生は、他の学部の授業科目を履修することができる。ただし、この場合は、所属学部長を経て当該学部長の許可を得なければならない。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第24条 本学が、教育上有益と認めるときは、別に定めるところにより、学生を他の大学又は短期大学に派遣の上、授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により、学生が修得した単位は、第17条第1項及び第2項並びに第25条第1項及び第25条の2第1項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えない範囲内で、本学において修得したものとみなすことができる。

3 第1項の規定により、学生が他の大学又は短期大学の授業科目を履修しようとするときは、学部長を経て学長の許可を得なければならない。

4 第1項から前項までの規定は、学生が、外国の大学又は短期大学に留学する場合、外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第25条 本学が、教育上有益と認めるときは、別に定めるところにより、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項の規定により与えることのできる単位数は、第17条第1項及び第2項並びに前条第2項及び第4項並びに次条第1項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(休学期間中の授業科目の履修等)

第25条の2 本学が、教育上有益と認めるときは、学生が休学期間に他の大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）において履修した授業科目について修得した単位を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、第17条第1項及び第2項並びに第24条第2項及び第4項並びに第25条第1項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(外国人留学生に関する授業科目等の特例)

第26条 第57条に規定する外国人留学生に対しては、第11条に規定する共通教育科目として、留学生対象科目を開設する。

2 外国人留学生が履修すべき授業科目の種類、単位数及びその履修方法については、第15条の規定にかかわらず、別に特例を定める。

(外国において教育を受けた学生に関する授業科目等の特例)

第27条 前条の規定は、外国人留学生以外の学生で、外国において相当の期間中等教育（中学校又は高等学校に対応する学校における教育をいう。）を受けたものの教育について必要がある場合に準用する。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第28条 本学又は各学部は、授業の内容及び方法の改善を図るために組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(入学の時期)

第29条 入学の時期は、毎学年の始めとする。ただし、学年の途中であっても、学期の始めに入学させることができる。

(入学資格)

第30条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同令附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

(入学の出願)

第31条 本学に入学を志願する者は、所定の期間に入学願書に別に定める書類及び第58条第1項に規定する検定料を添えて学長あてに願い出なければならない。

(入学者の選考)

第32条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

(入学手続)

第33条 前条の規定による選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに宣誓書、保証書その他所定の書類を提出するとともに、第59条第1項に規定する入学料を納付しなければならない。ただし、第66条第1項の規定により入学料の免除又は第67条第1項の規定により入学料の徴収猶予を受けようとする者は、入学料免除・徴収猶予申請書の提出をもって、入学料の納付に代えるものとする。

(入学許可)

第34条 学長は、前条の入学手続を終えた者に対し、入学を許可する。

(編入学)

第35条 次の各号の一に該当する者で、編入学を志願するものがあるときは、選考の上、学部長の申出に基づき学長が入学を許可することがある。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 短期大学、高等専門学校、国立工業教員養成所又は国立養護教諭養成所を卒業した者
- (3) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）附則第7条に定める従前の規定による高等学校、専門学校又は教員養成諸学校等の課程を修了し、又は卒業した者
- (4) 修業年限4年以上の大学に在学し、相当の単位を修得した者
- (5) 学校教育法施行規則第186条に規定する専修学校の専門課程を修了した者（大学入学資格を有する者に限る。）
- (6) 外国において学校教育における14年の課程（日本の通常の課程による学校教育の期間を含む。）を修了した者
- (7) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における14年の課程を修了した者
- (8) 外国の短期大学を卒業した者及び外国の短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を我が国において修了した者（学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第1項に規定する者に限る。）

2 前項の規定による入学の時期は、毎学期の始めとする。ただし、第3号に掲げる者にあっては、毎学年の始めとする。

3 第1項の規定により入学した者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、学部の教授会の議を経て学部長が決定する。

(第3年次編入学)

第36条 前条に定めるもののほか、第5条に定める第3年次編入学定員により編入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とし、選考の上、学部長の申出に基づき学長が入学を許可する。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者
- (3) 修業年限4年以上の大学に2年以上在学し、相当の単位を修得した者
- (4) 学校教育法施行規則第186条に規定する専修学校の専門課程を修了した者(大学入学資格を有する者に限る。)
- (5) 外国において学校教育における14年の課程(日本の通常の課程による学校教育の期間を含む。)を修了した者
- (6) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における14年の課程を修了した者
- (7) 外国の短期大学を卒業した者及び外国の短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を我が国において修了した者(学校教育法第90条第1項に規定する者に限る。)

2 前項の規定による入学の時期は、毎学年の始めとする。

3 第1項の規定により入学した者の履修しなければならない授業科目の種類及び単位数は、学部の定めるところによる。

(医学部医学科第2年次編入学)

第36条の2 第35条に定めるもののほか、第5条に定める医学部医学科の第2年次編入学定員により編入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とし、選考の上、学部長の申出に基づき学長が入学を許可する。

- (1) 大学を卒業した者(医学を履修する課程を卒業した者を除く。)
- (2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者(学士(医学)の学位を授与された者を除く。)
- (3) 大学院(修士課程又は博士課程)を修了した者
- (4) 外国において学校教育における16年の課程(日本の通常の課程による学校教育の期間を含む。)を修了した者(医学を履修する課程を卒業した者を除く。)

2 前項の規定による入学の時期は、毎学年の始めとする。

3 第1項の規定により入学した者の履修しなければならない授業科目の種類及び単位数は、学部の定めるところによる。

(再入学)

第37条 本学を退学した者又は除籍された者で再入学を志願するものがあるときは、選考の上、学部長の申出に基づき学長が入学を許可することがある。

2 前項の規定による入学の時期は、毎学期の始めとする。

3 第1項の規定により入学した者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、学部の教授会の議を経て学部長が決定する。

(編入学及び再入学の出願手続等)

第38条 第35条から前条までに規定する編入学及び再入学に係る入学の出願及び入学手続等については、第31条及び第33条の規定を準用する。

(転学部)

第39条 本学の一の学部の学生で他の学部に転学部を志願する者があるときは、選考の上、学部長の申出に基づき学長が転学部を許可することがある。

2 前項の規定により転学部を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、学部の教授会の議を経て学部長が決定する。

(入学許可の取消)

第40条 第33条の提出書類に虚偽又は不正があった場合には、入学を取り消す。

## 第5節 休学、留学、退学等

(休学)

第41条 学生が疾病その他の理由により2か月以上修学することができない場合は、学部

長の許可を得て休学することができる。

- 2 前項の休学は、1年を超えることができない。ただし、特別の事情がある場合は、1年を限度として休学期間の延長を許可することができる。
- 3 疾病のため修学することが適当でないと認める場合には、学部長は、学長の承認を得て休学を命ずることがある。
- 4 休学期間にその休学の理由が消滅したときは、学部長の許可を得て復学することができる。
- 5 休学が3か月以上にわたるときは、その期間は、第9条第1項に規定する修業年限に算入しない。
- 6 休学した期間は、これを第10条に規定する在学期間に算入しない。
- 7 休学期間は、通算して4年を超えることができない。

(留学)

第42条 学生が、第24条の規定に基づき、外国の大学又は短期大学に留学しようとするときは、学部長を経て学長の許可を得なければならない。

- 2 前項の規定により留学した期間は、第9条に規定する修業年限及び第10条に規定する在学期間に算入するものとする。

(退学)

第43条 学生が退学しようとするときは、学部長を経て学長の許可を得なければならない。  
(受験許可)

第44条 学生が他の大学に入学を志願するとき、又は本学の他の学部に改めて入学を志願するときは、学部長を経て学長の受験許可を得なければならない。

(除籍)

第45条 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て、学長が除籍する。

- (1) 第10条に規定する在学期間を超えた者又は第41条第7項に規定する休学期間を超えてなお復学できない者
- (2) 長期にわたり行方不明の者
- (3) 授業料の納付の義務を怠る者
- (4) 入学料の免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者又は半額免除若しくは徴収猶予を許可された者であつて、納付すべき入学料を所定の期日までに納付しないもの

## 第6節 卒業の認定及び学位の授与

(卒業)

第46条 第9条第1項に規定する期間以上在学し、かつ、所定の授業科目を履修し所定の単位を修得した者については、教授会の議を経て、学部長の申出に基づき学長が卒業を認定する。

- 2 前項の規定により、卒業の要件として修得すべき所定の単位数のうち、第22条第2項に規定する授業の方法で履修し修得した単位は、60単位を超えない範囲で認定する。ただし、卒業の要件となる単位数が124単位(医学部医学科にあっては、188単位)を超える学部にあっては、その超える単位数を60単位に加えて認定する。

- 3 卒業させる時期は、各学期の終わりとする。

(早期卒業)

第47条 本学が別に定めるところにより、学生(医学部医学科の学生を除く。)で3年以上在学したもの(これに準ずるものとして文部科学大臣の定める者を含む。)が、卒業の要件として当該学部規程の定める単位を優秀な成績で修得したと認める場合には、前条第1項の規定にかかわらず、教授会の議を経て、学部長の申出に基づき学長が卒業を認定することができる。

(学位)

第48条 卒業者には、学士の学位を授与する。

- 2 学位の授与については、別に定める。

## 第7節 教育職員免許

(教育職員免許)

第49条 教育職員免許法及び同法施行規則に定める所定の科目に該当する授業科目の単位を修得した者は、教育職員免許状を受ける資格を得ることができる。

- 2 前項の規定に基づく資格を得た者が受けることのできる学部及び学科又は課程ごとの

教育職員免許状の種類及び教科は、別表のとおりとする。

## 第8節 賞罰 (表彰)

第50条 学生で表彰に値する業績又は行為があるときは、学長がこれを表彰する。

2 学生の表彰に関し必要な事項は、別に定める。

### (懲戒)

第51条 本学の規則に違反し、又は学生の本分を守らない者があるときは、学部長の申出に基づき国立大学法人愛媛大学教育研究評議会の議を経て学長がこれを懲戒する。

2 懲戒は、退学、停学及び訓告の3種とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に限り、これを行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 正当の理由がなくて出席が常でなく成業の見込みがないと認められる者

(3) 本学の秩序を著しく乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

4 停学が3か月以上にわたるときは、その期間は、第9条第1項に規定する修業年限に算入しない。

## 第9節 研究生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、受託研究生等及び外国人留学生

### (研究生)

第52条 大学を卒業した者、又はこれと同等以上の学力があると認められた者で、特定事項について本学において研究することを志願する者があるときは、学部の授業及び研究、又は国立大学法人愛媛大学基本規則（以下「基本規則」という。）第30条に定める機構等及び基本規則第31条に定める学内施設（以下「機構等・学内施設」という。）の研究に妨げのない限り、選考の上、研究生として学部長又は機構等・学内施設の長の申出に基づき学長が入学を許可することがある。

2 研究生の在学期間は、1年以内とする。ただし、研究上必要があると認める場合には、在学期間を更新することができる。

### (科目等履修生及び聴講生)

第53条 本学の授業科目中、1又は複数の授業科目を履修することを志願する者があるときは、学部又は教育・学生支援機構が行う授業及び研究に妨げのない限り、選考の上、科目等履修生又は聴講生として学部長又は教育・学生支援機構長の申出に基づき学長が入学を許可することがある。

2 科目等履修生及び聴講生の入学の時期は、毎学期の始めとし、その在学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合には、在学期間を更新することができる。

3 科目等履修生に対する単位の授与については、第20条の規定を準用する。

### (特別聴講学生)

第54条 他の大学若しくは短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）又は高等専門学校の学生で、本学の授業科目を履修することを志願する者があるときは、別に定めるところにより、特別聴講学生として学部長の申出に基づき学長が入学を許可することがある。

### (受託研究生等)

第55条 公共機関等から受託研究生等として受け入れの依頼があったときは、学部の授業及び研究、又は機構等・学内施設の研究に妨げのない限り、選考の上、受託研究生等として学部長又は機構等・学内施設の長の申出に基づき学長が受け入れを許可することがある。

### (研究生等に関する規程)

第56条 研究生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生及び受託研究生等に関する規程は、別に定める。

### (外国人留学生)

第57条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、特別に選考の上、学部長又は機構等・学内施設の長の申出に基づき、外国人留学生として学長が入学を許可することができる。

2 外国人留学生については、第5条に規定する収容定員の定員外とすることができる。

3 外国人留学生に関する規程は、別に定める。

## 第10節 検定料、入学料、授業料及び寄宿料

### (検定料)

第58条 検定料の額は、国立大学法人愛媛大学授業料等料金規則（以下「料金規則」という。）に定める額とする。

2 受理した検定料は、返還しない。

3 前項の規定にかかわらず、個別学力検査出願受付後に大学入試センター試験受験科目の不足等による出願無資格者であることが判明したときは、当該納付した者の申出により検定料相当額の一部を返還する。

4 第2項の規定にかかわらず、個別学力検査において、出願書類等による選抜（以下「第1段階目の選抜」という。）を行い、その合格者に限り、学力検査その他による選抜（以下「第2段階目の選抜」という。）を行う場合に、第1段階目の選抜の不合格者が第2段階目の選抜に係る検定料の返還を申し出た場合は、当該検定料相当額を返還する。

### (入学料)

第59条 入学料の額は、料金規則に定める額とする。

2 受理した入学料は、返還しない。

3 前項の規定にかかわらず、入学料を納付した者が、所定の入学手続き期間内に入学を辞退した場合には、納付した者の申出により、当該入学料相当額を返還する。

### (授業料)

第60条 学生は、授業料を納付しなければならない。

2 授業料の額は、料金規則に定める額とし、次の2期に分けてそれぞれの年額の2分の1に相当する額を納付するものとする。

前期 4月1日から9月23日まで

　納付期 4月1日から4月30日まで

後期 9月24日から翌年3月31日まで

　納付期 9月24日から10月31日まで

3 前項の規定にかかわらず、学生の申出があったときは、前期に係る授業料を徴収するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて徴収できるものとする。

4 授業料を所定の期日までに納付しない者に対しては、登学を停止することがある。

5 受理した授業料は、返還しない。

6 前項の規定にかかわらず、前期又は前期及び後期に係る授業料を納付した者で、休学の時期が前期又は後期に係る授業料の納付期の場合は、納付した者の申出により休学した月の翌月以降の授業料相当額を返還する。

7 第5項の規定にかかわらず、前期及び後期に係る授業料を納付した者が後期に係る授業料の納付期前に休学（前期に係る授業料の納付期に休学した場合を除く。）又は退学した場合には、納付した者の申出により後期に係る授業料相当額を返還する。

### (復学の場合の授業料)

第61条 復学した者の授業料の額は、月割額に復学当月から次の徴収時期前までの月数を乗じて得た額とし、復学当月に納付しなければならない。

### (学年中途卒業の場合の授業料)

第62条 学年の中途中で卒業する者の授業料の額は、月割額に在学する月数を乗じて得た額をその当初の月に納付しなければならない。

### (退学及び除籍の場合の授業料)

第63条 退学する者又は除籍され、若しくは退学を命ぜられた者についても、その期の授業料を徴収する。

### (停学の場合の授業料)

第64条 停学を命ぜられた者についても、その期間中の授業料は徴収する。

### (寄宿料)

第65条 寄宿舎に入寮した者は、寄宿料を納付しなければならない。

2 寄宿料の額は、料金規則に定める額とし、入寮当月から退寮当月までの間、毎月当月分を所定の日までに納付するものとする。ただし、休業期間中の寄宿料については、その開始前に納付しなければならない。

3 受理した寄宿料は、返還しない。

### (入学料の免除)

第66条 特別な事情により入学料を納付することが著しく困難であると認められる者につ

いては、その者の願い出により入学料の全額又は半額を免除することがある。

2 入学料の免除の取扱いについては、別に定める。

(入学料の徴収猶予)

第67条 次の各号の一に該当する者については、その者の願い出により入学料の徴収を猶予することがある。

(1) 経済的理由によって納付期限までに納付が困難である者

(2) 入学前1年以内において、入学する者の学資を主として負担している者(以下「学資負担者」という。)が死亡し、又は入学する者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、納付期限までに納付が困難であると認められる者

(3) その他やむを得ない事情があると認められる者

2 前項の規定により入学料の徴収を猶予する期間は、4月入学者については9月23日まで、9月入学者については2月末日までとする。

3 入学料の徴収猶予の取扱いについては、別に定める。

(授業料の免除等)

第68条 次の各号の一に該当する者については、授業料を免除することがある。

(1) 経済的理由により納付が困難であり、かつ、本学が別に定める学力基準を満たす者

(2) 休学、死亡等やむを得ない事情があると認められる者

(3) その他学長が特に必要と認める者

2 経済的理由によって納付期限までに授業料の納付が困難な者又はやむを得ない事情があると認められる者に対しては、授業料の徴収を猶予することがある。

3 特別の事情があると認められる者に対しては、授業料の月割分納を許可することがある。

4 授業料の免除、徴収猶予及び月割分納の取扱いについては、別に定める。

(寄宿料の免除)

第69条 死亡した者、行方不明等の理由により除籍された者又は災害の理由により納付が著しく困難と認められる者に対しては、寄宿料を免除することがある。

2 寄宿料の免除の取扱いについては、別に定める。

(研究生等の検定料、入学料及び授業料)

第70条 研究生、科目等履修生及び聴講生は、検定料、入学料及び授業料を納付しなければならない。

2 研究生、科目等履修生及び聴講生の検定料、入学料及び授業料の額並びに徴収方法は、別に定める。

3 国立大学、国立短期大学又は国立高等専門学校の学生である特別聴講学生については、検定料、入学料及び授業料を徴収しない。

4 国立大学、国立短期大学及び国立高等専門学校以外の大学、短期大学若しくは高等専門学校(以下「公私立等の大学等」という。)又は外国の大学若しくは短期大学(以下「外国の大学等」という。)の学生である特別聴講学生については、授業料のみを徴収する。この場合の授業料の額及び徴収方法は、別に定める。

5 前項の規定にかかわらず、本学と公私立等の大学等又は外国の大学等との間における大学間交流協定等において授業料が相互に不徴収とされた場合は、当該協定等に基づく特別聴講学生については、授業料を徴収しない。

### 第3章 厚生補導

(厚生補導組織)

第71条 厚生補導に関し、基本規則第18条の規定による委員会を置くほか、各学部に学生生活担当教員を置く。

2 学生生活担当教員規程は、別に定める。

(厚生補導施設等)

第72条 本学に、大学会館等の厚生補導施設及び寄宿舎(以下「厚生補導施設等」という。)を置く。

2 厚生補導施設等に関する規程は、別に定める。

### 第4章 公開講座等

(公開講座)

第73条 公開講座は、教授会の議を経て隨時にこれを開設する。

2 公開講座に関する科目等については、その都度これを定める。

3 公開講座の講習料については、別に定める。

(特別の課程の履修証明)

第74条 本学は、学校教育法第105条及び学校教育法施行規則第164条の定めるところにより、本学の学生以外の者を対象とした特別の課程を編成し、これを修了した者に対し、修了の事実を証する証明書を交付できるものとする。

2 前項の実施に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。

2 平成16年3月31日に本学に在学する者に係る教育課程、履修方法、卒業、修了、学位等については、なお従前の例による。

#### 附 則

この学則は、平成16年6月1日から施行する。

#### 附 則

この学則は、平成16年8月4日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

#### 附 則

この学則は、平成16年12月1日から施行する。

#### 附 則

この学則は、平成16年12月8日から施行する。

#### 附 則

1 この学則は、平成17年4月1日から施行する。

2 理学部の数理科学科、物質理学科及び生物地球圏科学科は、改正後の第4条の規定にかかわらず、平成17年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間存続するものとし、当該学科の学生に係る教育課程、履修方法、卒業、学位等については、なお従前の例による。

3 平成17年度から平成19年度までの理学部の各学科の学生の総定員は、改正後の第5条の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

学部	学科・課程	平成17年度	平成18年度	平成19年度
		総定員	総定員	総定員
理学部	数学科	50	100	150
	物理学科	50	100	150
	化学科	52	104	156
	生物学科	43	86	129
	地球科学科 (従前の学科)	30	60	90
	数理科学科	150	100	50
	物質理学科	285	190	95
	生物地球圏科学科	240	160	80
	計	900	900	900

#### 附 則

この学則は、平成17年7月13日から施行する。

#### 附 則

この学則は、平成17年7月13日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

#### 附 則

この学則は、平成17年10月12日から施行する。

#### 附 則

1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。

2 平成17年度以前に入学した者に係る授業科目の成績の評語については、改正後の第20条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

#### 附 則

1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。

2 平成18年3月31日に本学に在学する者の授業科目の区分については、改正後の第

1 1条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成18年11月8日から施行する。

附 則

この学則は、平成18年12月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。

2 平成18年度以前に入学した者に係る在学期間については、改正後の第10条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。

2 平成19年度から平成21年度までの法文学部の総合政策学科夜間主コース及び人文学科夜間主コースの学生の総定員は、改正後の第5条の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

学部	学科・課程	平成19年度	平成20年度	平成21年度
		総定員	総定員	総定員
法文学部	総合政策学科 昼間主コース	1, 040	1, 040	1, 040
	夜間主コース	440	420	400
	人文学科 昼間主コース	460	460	460
	夜間主コース	180	200	220
	計	2, 120	2, 120	2, 120

3 改正後の第58条第3項の規定は、平成19年度入学志願者から適用する。

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成19年9月12日から施行する。

附 則

この学則は、平成19年11月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成19年12月26日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。

2 平成20年度から平成21年度までの法文学部の総合政策学科夜間主コース及び人文学科夜間主コースの学生の総定員は、改正後の第5条の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

学部	学科・課程	平成20年度	平成21年度
		総定員	総定員
法文学部	総合政策学科 昼間主コース	1, 050	1, 060
	夜間主コース	410	380
	人文学科 昼間主コース	460	460
	夜間主コース	200	220
	計	2, 120	2, 120

3 教育学部の障害児教育教員養成課程、生活健康課程及び情報文化課程は、改正後の第

5 条の規定にかかわらず、平成 20 年 3 月 31 日に当該課程に在学する者が当該課程に在学しなくなる日までの間存続するものとし、当該課程の学生に係る教育課程、履修方法、卒業、学位等については、なお従前の例による。

- 4 平成 20 年度から平成 22 年度までの教育学部の各課程の学生の総定員は、改正後の第 5 条の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

学部	学科・課程	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
		総定員	総定員	総定員
教育学部	学校教育教員養成課程	400	400	400
	特別支援教育教員養成課程	20	40	60
	総合人間形成課程	60	120	180
	スポーツ健康科学課程	20	40	60
	芸術文化課程 (従前の課程)	110	100	90
	障害児教育教員養成課程	60	40	20
	生活健康課程	120	80	40
	情報文化課程	90	60	30
	計	880	880	880

- 5 平成 20 年 3 月 31 日に法文学部人文学科及び教育学部学校教育教員養成課程に在学する者の教育職員免許状を受ける資格を得ることができる教育職員免許状の種類及び教科は、改正後の別表（第 49 条第 2 項関係）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

#### 附 則

この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

#### 附 則

- 1 この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 平成 21 年度から平成 34 年度までの医学部の医学科及び全学科並びに全学部の学生の入学定員及び総定員は、改正後の第 5 条の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

学部	医学部				全学部	
	医学科		全学科		入学定員	総定員
	入学定員	総定員	入学定員	総定員		
平成 21 年度	100	570	160	830	1,780	7,450
平成 22 年度	100	580	160	840	1,780	7,460
平成 23 年度	100	590	160	850	1,780	7,470
平成 24 年度	100	600	160	860	1,780	7,480
平成 25 年度	100	610	160	870	1,780	7,490
平成 26 年度	100	620	160	880	1,780	7,500
平成 27 年度	100	620	160	880	1,780	7,500
平成 28 年度	100	620	160	880	1,780	7,500
平成 29 年度	100	620	160	880	1,780	7,500
平成 30 年度	95	615	155	875	1,775	7,495
平成 31 年度	95	610	155	870	1,775	7,490
平成 32 年度	95	605	155	865	1,775	7,485
平成 33 年度	95	600	155	860	1,775	7,480
平成 34 年度	95	595	155	855	1,775	7,475

- 3 平成 21 年度から平成 23 年度までの法文学部の総合政策学科昼間主コース、同学科夜間主コース及び人文学科昼間主コースの学生の総定員は、改正後の第 5 条の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

学部	学科・課程	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
		総定員	総定員	総定員
法文学部	総合政策学科			

	昼間主コース	1, 070	1, 080	1, 090
	夜間主コース	360	320	300
人文学科				
	昼間主コース	470	480	490
	夜間主コース	220	240	240
	計	2, 120	2, 120	2, 120

4 平成21年3月31日に法文学部総合政策学科に在学する者の教育職員免許状を受ける資格を得ることができる教育職員免許状の種類及び教科は、改正後の別表（第49条第2項関係）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

#### 附 則

- 1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成21年度以前に入学した者に係る履修科目の登録の上限については、改正後の第16条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

#### 附 則

- 1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成22年度の医学部医学科の第3年次編入学定員は、改正後の第5条の規定にかかわらず、5人とし、平成22年度以前に入学した第3年次編入学生に係る修業年限、在学期間、教育課程、履修方法、卒業等については、なお従前の例による。
- 3 平成22年度から平成36年度までの医学部の医学科及び全学科並びに全学部の学生の入学定員及び総定員は、改正後の第5条の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

学部 学科・課程	医学部				全学部	
	医学科		全学科		入学定員	総定員
	入学定員	総定員	入学定員	総定員		
平成22年度	107	592	167	852	1,787	7,472
平成23年度	107	609	167	869	1,787	7,489
平成24年度	107	626	167	886	1,787	7,506
平成25年度	107	643	167	903	1,787	7,523
平成26年度	107	660	167	920	1,787	7,540
平成27年度	107	667	167	927	1,787	7,547
平成28年度	107	667	167	927	1,787	7,547
平成29年度	107	667	167	927	1,787	7,547
平成30年度	102	662	162	922	1,782	7,542
平成31年度	102	657	162	917	1,782	7,537
平成32年度	95	645	155	905	1,775	7,525
平成33年度	95	633	155	893	1,775	7,513
平成34年度	95	621	155	881	1,775	7,501
平成35年度	95	609	155	869	1,775	7,489
平成36年度	95	602	155	862	1,775	7,482

4 平成22年3月31日に医学部看護学科に在学する者の教育職員免許状を受ける資格を得ることができる教育職員免許状の種類及び教科は、改正後の別表（第49条第2項関係）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

#### 附 則

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

#### 附 則

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

#### 附 則

この学則は、平成24年10月10日から施行する。

#### 附 則

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

#### 附 則

- 1 この学則は、平成27年4月1日から施行する。

2 平成 27 年度から平成 36 年度までの医学部の医学科及び全学科並びに全学部の学生の入学定員及び総定員は、第 5 条の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

学部	医学部				全学部	
	医学科		全学科		入学定員	総定員
	入学定員	総定員	入学定員	総定員		
平成 27 年度	110	670	170	930	1,790	7,550
平成 28 年度	110	673	170	933	1,790	7,553
平成 29 年度	110	676	170	936	1,790	7,556
平成 30 年度	105	674	165	934	1,785	7,554
平成 31 年度	105	672	165	932	1,785	7,552
平成 32 年度	95	660	155	920	1,775	7,540
平成 33 年度	95	645	155	905	1,775	7,525
平成 34 年度	95	630	155	890	1,775	7,510
平成 35 年度	95	615	155	875	1,775	7,495
平成 36 年度	95	605	155	865	1,775	7,485

#### 附 則

- この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 法文学部の総合政策学科及び人文学科、教育学部の総合人間形成課程、スポーツ健康科学課程及び芸術文化課程並びに農学部の生物資源学科は、改正後の第 5 条の規定にかかわらず、平成 28 年 3 月 31 日に当該課程に在学する者が当該課程に在学しなくなる日までの間存続するものとし、当該課程の学生に係る教育課程、履修方法、卒業、学位等については、なお従前の例による。
- 平成 28 年度から平成 30 年度までの法文学部、教育学部、社会共創学部及び農学部の学生の総定員は、改正後の第 5 条の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

学部	学科・課程	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
		総定員	総定員	総定員
法文学部	人文社会学科 昼間主コース	275	550	835
	夜間主コース	90	180	290
	(従前の学科)			
	総合政策学科 昼間主コース	830	560	280
	夜間主コース	220	160	80
	人文学科 昼間主コース	375	250	125
	夜間主コース	190	140	70
教育学部	計	1,980	1,840	1,680
	学校教育教員養成課程	440	480	520
	特別支援教育教員養成課程 (従前の課程)	80	80	80
	総合人間形成課程	180	120	60
	スポーツ健康科学課程	60	40	20
	芸術文化課程	60	40	20
社会共創学部	計	820	760	700
	産業マネジメント学科	70	140	210
	産業イノベーション学科	25	50	75
	環境デザイン学科	35	70	105
	地域資源マネジメント学科	50	100	150
農学部	計	180	360	540
	食料生産学科	70	140	215
	生命機能学科	45	90	137

生物環境学科 (従前の学科)	5 5	1 1 0	1 6 8
生物資源学科	5 3 0	3 6 0	1 8 0
計	7 0 0	7 0 0	7 0 0
合計	7, 5 3 3	7, 5 1 6	7, 4 7 4

4 平成28年度から平成36年度までの全学部の学生の入学定員及び総定員は、改正後の第5条の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

	全学部	
	入学定員	総定員
平成28年度	1, 7 7 0	7, 5 3 3
平成29年度	1, 7 7 0	7, 5 1 6
平成30年度	1, 7 6 5	7, 4 7 4
平成31年度	1, 7 6 5	7, 4 3 2
平成32年度	1, 7 5 5	7, 4 2 0
平成33年度	1, 7 5 5	7, 4 0 5
平成34年度	1, 7 5 5	7, 3 9 0
平成35年度	1, 7 5 5	7, 3 7 5
平成36年度	1, 7 5 5	7, 3 6 5

別表(第49条第2項関係)

学部	学科・課程	免許状の種類	教科
法文学部	人文社会学科	中学校教諭一種免許状	国語, 社会, 英語
		高等学校教諭一種免許状	国語, 地理歴史, 公民, 英語
教育学部	学校教育教員養成課程	幼稚園教諭一種免許状	
		小学校教諭一種免許状	
		中学校教諭一種免許状	国語, 社会, 数学, 理科, 音楽, 美術, 保健体育, 技術, 家庭, 英語
		高等学校教諭一種免許状	国語, 地理歴史, 公民, 数学, 理科, 音楽, 美術, 工芸, 書道, 保健体育, 家庭, 英語
特別支援教育教員養成課程		小学校教諭一種免許状	
		特別支援学校教諭一種免許状 (聴覚障害者に関する教育の領域) (知的障害者に関する教育の領域) (肢体不自由者に関する教育の領域) (病弱者に関する教育の領域)	
理学部	数学科	中学校教諭一種免許状	数学
		高等学校教諭一種免許状	数学
	物理学科	中学校教諭一種免許状	理科
	化学科	高等学校教諭一種免許状	理科
	生物学科		
医学部	看護学科	高等学校教諭一種免許状	
工学部	機械工学科 電気電子工学科 環境建設工学科 機能材料工学科	高等学校教諭一種免許状	工業
	応用化学科	高等学校教諭一種免許状	理科
農学部	情報工学科	高等学校教諭一種免許状	情報
	食料生産学科	高等学校教諭一種免許状	農業
	生命機能学科	中学校教諭一種免許状	理科
		高等学校教諭一種免許状	理科
生物環境学科		中学校教諭一種免許状	理科
		高等学校教諭一種免許状	理科, 農業

## **愛媛大学学則の一部改正（案）骨子**

### **1. 趣旨**

平成 28 年度教育組織改革（社会共創学部の設置、法文学部、農学部の改組及び教育学部の入学定員・収容定員の変更）に伴い、所要の改正を行う。

### **2. 施行日**

平成 28 年 4 月 1 日

愛媛大学学則の一部改正に係る新旧対照表(案)

現	行	改	正	案
(学科、課程) 第4条 (同右) 法文学部	(略)	(学科、課程) 第4条 本学の学部に、次の学科及び課程を置く。 <u>法文学部</u> (削除)		(略)
教育学部 (新設) (同右)		教育学部 (新設) <u>人文社会学科</u> 学校教育教員養成課程 特別支援教育教員養成課程 (削除) (削除)		人文社会学科 学校教育教員養成課程 特別支援教育教員養成課程 (削除) (削除)
理学部 (新設)		社会共創学部 <u>産業マネジメント学科</u> <u>産業イノベーション学科</u> <u>環境デザイン学科</u> <u>地域資源マネジメント学科</u> (略)		<u>産業マネジメント学科</u> <u>産業イノベーション学科</u> <u>環境デザイン学科</u> <u>地域資源マネジメント学科</u> (略)
医学部 工学部 農学部		理学部 (略) 医学部 (略) 工学部 (略) 農学部 (削除) <u>生物資源学科</u> (新設) (新設) (新設)		理学部 医学部 工学部 農学部 (削除) <u>食料生産学科</u> <u>生命機能学科</u> <u>生物環境学科</u>
第3節 収容定員 (收容定員) 第5条 (同右)		第3節 収容定員 (收容定員) 第5条 各学部の収容定員は、次のとおりとする。		第3節 収容定員 (收容定員) 第5条 各学部の収容定員は、次のとおりとする。
法文学部	学部	学部・課程	收容定員	收容定員
			入学定員 第2年 次	入学定員 第2年 次
			編入学定員 第3年 次	編入学定員 第3年 次
			総定員 人	総定員 人

総合政策学科					(削除)		
<u>昼間主コース</u>	<u>270</u>		<u>10</u>	<u>1.100</u>	(削除)		
<u>夜間主コース</u>	<u>60</u>		<u>20</u>	<u>280</u>	(削除)		
人文学科					(削除)		
<u>昼間主コース</u>	<u>125</u>		<u>500</u>		(削除)		
<u>夜間主コース</u>	<u>50</u>		<u>20</u>	<u>240</u>	(削除)		
(新設)							
(新設)							
(新設)							
(新設)							
計	<u>505</u>		<u>50</u>	<u>2.120</u>			
教育学部							
学校教育教員養成課程	<u>100</u>			<u>400</u>			
(同右)					(同右)		
<u>総合人間形成課程</u>	<u>60</u>			<u>240</u>	(削除)		
<u>スポーツ健康科学課程</u>	<u>20</u>			<u>80</u>	(削除)		
<u>芸術文化課程</u>	<u>20</u>			<u>80</u>	(削除)		
計	<u>220</u>			<u>880</u>			
(新設)							
(新設)							
(新設)							
(新設)							
(新設)							
計							
社会共創							
<u>産業マネジメント学科</u>				<u>70</u>			
<u>学部</u>							
<u>産業イノベーション学科</u>				<u>25</u>			
<u>環境デザイン学科</u>				<u>35</u>			
<u>地域資源マネジメント学科</u>				<u>50</u>			
<u>計</u>				<u>180</u>			
理学部					(略)		
医学部					(略)		
工学部					(略)		
農学部					(略)		
(新設)							
(新設)							
(新設)							
計							
合計	<u>1.775</u>	(同右)	<u>80</u>	<u>7.475</u>			

(教育職員免許)  
149条(同右)

49 条 (同右)

(同右)

(略)

別表(第49条第2項關係)

(教育職員免許)

第49条 教育職員免許法及び同法施行規則に定める所定の科目に該当する授業科目の単位を修得した者は、教育職員免許状を受ける資格を得ることができる。

2 前項の規定に基づく資格を得た者が受けうることのできる学部及び学科又は課程ごとの教育職員免許状の種類及び教科は、別表のとおりとする。

(略)

#### 別表(第49条第2項關係)

学部	学科・課程	免許状の種類	教科
法文学 部	総合政策学科	中学校教諭一種免許状	社会
	高等学校教諭一種免許状	公民	英語
人文学科  (新設)	中学校教諭一種免許状	国語, 社会, 英語	国語, 地理歴史, 公民, 英語
	高等学校教諭一種免許状	国語, 地理歴史, 公民, 英語	国語, 地理歴史, 公民, 英語
	(新設)	(新設)	(新設)
	(新設)	(新設)	(新設)
教育学 部	(同右)	(略)	(略)
	(同右)	(略)	(略)
	総合人間形成 課程	中学校教諭一種免許状	国語, 社会, 理科, 家庭, 英語
	スポーツ健康 科学課程	高等学校教諭一種免許状	国語, 地理歴史, 公民, 理科, 家庭, 英語, 情報
	芸術文化課程	中学校教諭一種免許状	保健体育
		高等学校教諭一種免許状	保健体育
		中学校教諭一種免許状	音楽, 美術
		高等学校教諭一種免許状	音楽, 美術
理学部		(略)	(略)
医学部		(略)	(略)
工学部		(略)	(略)
農学部	生物資源学科	中学校教諭一種免許状	理科, 農業
	高等学校教諭一種免許状	理科, 農業	理科, 農業
	(新設)	(新設)	(新設)
	(新設)	(新設)	(新設)

#### 別表(第49条第2項關係)

学部	学科・課程	免許状の種類	教科
法文学部	(削除)	(削除)	(削除)
	(削除)	(削除)	(削除)
	(削除)	(削除)	(削除)
人文社会学科	中学校教諭一種免許状	国語、社会、英語	国語、地理歴史、公民、英語
	高等学校教諭一種免許状	(略)	(略)
教育学部	学校教育教員養成課程	(略)	(略)
	特別支援教育教員養成課程	(略)	(略)
	(削除)	(削除)	(削除)
理学部		(略)	
医学部		(略)	
工学部		(略)	
農学部	(削除)	(削除)	(削除)
農学部	(削除)	(削除)	(削除)
生命科学科	高 等 学 校 教 諭 一 種 免 許 状	農業	理 科
生命機能科学科	中 學 校 教 諭 一 種 免 許 狀	高 等 學 校 教 諭 一 種 免 許 狀	高 等 學 校 教 諭 一 種 免 許 狀

	(新設)	(新設)	(新設)	生物環境学科	中学校教諭一種免許状	理科、農業
	(新設)	(新設)	(新設)	高等学校教諭一種免許状		
(略)						
<b>附 則</b>						
<p>1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。</p> <p>2 法文学部の総合政策学科及び人文学科、教育学部の総合人間形成課程、スポーツ健康科学講習及び芸術文化課程並びに農学部の生物資源学科は、改正後の第5条の規定にかかわらず、平成28年3月31日に当該課程に在学する者が当該課程に在学しなくなる日までの間存続するものとし、当該課程の学生に係る教育課程、履修方法、卒業、学位等については、なお従前の例による。</p> <p>3 平成28年度から平成30年度までの法文学部、教育学部、社会共創学部及び農学部の学生の総定員は、改正後の第5条の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。</p>						
学部	学科・課程	平成28年度	平成29年度	平成30年度	総定員	総定員
法文学部	人文社会学科 昼間主コース 夜間主コース (従前の学科) 総合政策学科 昼間主コース 夜間主コース 人文学科 昼間主コース 夜間主コース 計	275 90 <hr/> 220	550 180 <hr/> 160	560 160 <hr/> 140	835 290 <hr/> 80	835 290 <hr/> 70
教育学部	学校教育教員養成課程 特別支援教育教員養成課程 (従前の課程) 総合人間形成課程 スポーツ健康科学課程 芸術文化課程	440 80 <hr/> 60	480 80 <hr/> 60	120 40 <hr/> 40	520 80 <hr/> 20	60 20 <hr/> 20

	<u>社会共創学部</u>	<u>産業マネジメント学科</u> <u>産業イノベーション学科</u> <u>環境デザイン学科</u> <u>地域資源マネジメント学科</u>	<u>計</u>	<u>8 2 0</u>	<u>7 6 0</u>	<u>7 0 0</u>
				<u>7 0</u>	<u>1 4 0</u>	<u>2 1 0</u>
				<u>2 5</u>	<u>5 0</u>	<u>7 5</u>
				<u>3 5</u>	<u>7 0</u>	<u>1 0 5</u>
				<u>5 0</u>	<u>1 0 0</u>	<u>1 5 0</u>
			<u>計</u>	<u>1 8 0</u>	<u>3 6 0</u>	<u>5 4 0</u>
	<u>農学部</u>	<u>食料生産学科</u> <u>生命機能学科</u> <u>生物環境学科</u> <u>(従前の学科)</u> <u>生物資源学科</u>		<u>7 0</u>	<u>1 4 0</u>	<u>2 1 5</u>
				<u>4 5</u>	<u>9 0</u>	<u>1 3 7</u>
				<u>5 5</u>	<u>1 1 0</u>	<u>1 6 8</u>
				<u>5 3 0</u>	<u>3 6 0</u>	<u>1 8 0</u>
			<u>計</u>	<u>7 0 0</u>	<u>7 0 0</u>	<u>7 0 0</u>

4 平成28年度から平成36年度までの全学部の学生の入学定員及び総定員は、改正後の第5条の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

	<u>全学部</u>	
	<u>入学定員</u>	<u>総定員</u>
<u>平成28年度</u>	<u>1, 7 7 0</u>	<u>7, 5 3 3</u>
<u>平成29年度</u>	<u>1, 7 7 0</u>	<u>7, 5 1 6</u>
<u>平成30年度</u>	<u>1, 7 6 5</u>	<u>7, 4 7 4</u>
<u>平成31年度</u>	<u>1, 7 6 5</u>	<u>7, 4 3 2</u>
<u>平成32年度</u>	<u>1, 7 5 5</u>	<u>7, 4 2 0</u>
<u>平成33年度</u>	<u>1, 7 5 5</u>	<u>7, 4 0 5</u>
<u>平成34年度</u>	<u>1, 7 5 5</u>	<u>7, 3 9 0</u>
<u>平成35年度</u>	<u>1, 7 5 5</u>	<u>7, 3 7 5</u>
<u>平成36年度</u>	<u>1, 7 5 5</u>	<u>7, 3 6 5</u>

# 社会共創学部規則（案）

平成28年4月1日  
規則第 号

## 第1章 総則 (趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人愛媛大学基本規則第 条第 項の規定に基づき、社会共創学部（以下「学部」という。）に関し、必要な事項を定める。  
(目的)

第2条 学部は、愛媛大学学則（以下「学則」という。）及び愛媛大学憲章の趣旨を踏まえ、多様な地域ステークホルダーと協働しながら、課題解決策を企画・立案することができ、様々な地域社会を価値創造へと導く力（＝「社会共創力」）を備えた人材を育成するとともに、地域と大学とが一体となった教育研究により、地域社会の持続可能な発展に貢献することを目的とする。

## 第2章 教育課程及び授業科目 (教育課程)

第3条 本学部の教育課程は、共通教育科目及び専門教育科目の授業科目に分け、共通教育科目を初年次科目、基礎科目、教養科目及び発展科目に区分し、専門教育科目に専門科目を置き、これらの科目をもって編成する。

第4条 各学科に、履修上の区分として、次のコースを置く。

### 産業マネジメント学科

産業マネジメントコース  
事業創造コース

### 産業イノベーション学科

海洋生産科学コース  
紙産業コース  
ものづくりコース

### 環境デザイン学科

環境サステナビリティコース  
地域デザイン・防災コース

### 地域資源マネジメント学科

農山漁村マネジメントコース  
文化資源マネジメントコース  
スポーツ健康マネジメントコース

(授業科目、単位数等)

第5条 授業科目を、必修科目及び選択科目に分ける。

2 授業科目、単位数及び履修に関する事項は、別に定める。  
(時間割及び履修科目の届出)

第6条 授業時間割は、毎学期授業開始前に公示する。

2 学生は、履修しようとする授業科目を、所定の期日までに学部長に届け出なければならない。  
3 履修科目を変更しようとする場合は、所定の期日までに学部長に届け出なければならない。  
(履修科目の登録の上限)

第7条 学則第16条に規定する学生が1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限については、別に定めるところによる。

(入学前の既修得単位の認定)

第8条 学則第17条の規定により、本学部に入学する前に他の大学又は短期大学等において修得した単位又は学修を、本学部における授業科目的履修により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位の認定については、別に定めるところによる。

(外国人留学生等の履修すべき授業科目)

第9条 学則第26条及び第27条に規定する外国人留学生等の履修すべき特例となる留学生対象科目的単位数等については、別に定めるところによる。

### 第3章 学業成績判定

(学業成績判定)

第10条 学業成績の判定は、別に定める学業成績判定に関する規程による。

### 第4章 卒業

(卒業の要件)

第11条 卒業の要件は、愛媛大学（以下「本学」という。）に4年以上在学し、次の表に定める単位数を修得することとする。

区分	産業マネジメント学科	産業イノベーション学科	環境デザイン学科	地域資源マネジメント学科
共通教育科目	初年次科目	7単位以上		
	基礎科目	9単位以上		
	教養科目	15単位以上		
	発展科目	—		
専門教育科目	専門科目	93単位以上		
合計		124単位以上		

(早期卒業)

第12条 学則第47条の規定により、教授会が卒業の要件として定める単位を優秀な成績で修得したと認める場合は、前条の修業年限に係る規定にかかわらず、4年次前学期の終了時に卒業（以下「早期卒業」という。）させることができる。

2 早期卒業に関する内規は、別に定める。

### 第5章 編入学、再入学、転学部及び転学科

(編入学、再入学及び転学部)

第13条 学則第35条、第37条及び第39条の規定により、編入学、再入学又は転学部を志願する者があるときは、教授会の選考を経て、これを許可することがある。

2 他の学部へ転学部しようとする者は、学部長の承認を得なければならない。  
(転学科)

第14条 転学科に関する事項については、別に定める。

(在学年数、既修得単位の認定)

第15条 編入学、再入学、転学部した者に対する本学在学年数及び既修得単位の認定は、教授会において行う。

(出願の手続等)

第16条 編入学、再入学、転学部又は転学科の志願者は、所定の期日までに出願しなければならない。

2 合格の通知を受けた者は、指定の期日までに所定の手続をしなければならない。

## 第6章 学位

(学位)

第17条 本学部の卒業者に授与する学位は、学士とし、専攻分野として社会共創学の名称を付記する。

## 第7章 雜則

(社会共創カウンシル)

第18条 本学部に、学部運営を円滑にするため、社会共創カウンシル（以下「カウンシル」という。）を置く。

2 カウンシルに関する規程は別に定める。

(雑則)

第19条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は社会共創カウンシルが定める。

## 附 則

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

## 社会共創カウンシル規程（案）

平成28年4月1日  
規則第〇〇〇号

### （趣旨）

第1条 この規程は、社会共創学部（以下「学部」という。）の運営を円滑にするため、社会共創学部規則第19条第2項に基づき、学部長の下に置く社会共創カウンシル（以下「カウンシル」という。）に関し必要な事項を定める。

### （審議事項）

第2条 カウンシルは、教育研究に関する重要事項で、カウンシルに意見を聞くことが必要なものとして学長が定める次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 長期的な目標、中期目標・中期計画及び年度計画に関する事項
  - (2) 諸規則の制定又は改廃に関する事項
  - (3) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
  - (4) 学部長候補者及び評議員候補者の選考に関する事項
  - (5) 教員の採用及び昇任のための選考に関する事項
  - (6) 教育課程の編成に関する事項
  - (7) 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項
  - (8) 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- 2 カウンシルは、前項に規定するもののほか、学長及び学部長（以下「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

### （組織）

第3条 カウンシルは、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学部長
  - (2) 学部選出の評議員
  - (3) 副学部長
  - (4) 各学科長
  - (5) 社会共創学部社会共創推進会議規程第3条第1項第5号に掲げる者 4人
  - (6) 本学の役員又は職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有する者 4人（前号の委員を除く。）
- 2 前項第5号及び第6号の委員は、学部長の推薦に基づき学長が任命する。
- 3 第1項第5号及び第6号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

(議長)

- 第4条 学部長は、カウンシルを招集し、その議長となる。
- 2 学部長に事故があるときは、学部選出の評議員がその職務を代行する。
  - 3 学部長は、委員の4分の1以上の者から議題を提示して要求があった場合は、カウンシルを招集しなければならない。

(議事)

- 第5条 カウンシルは、委員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。
- 2 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
  - 3 前項の規定にかかわらず、第2条第1項第5号の議事については、出席者の3分の2以上をもって決するものとする。

(審議事項の付託)

- 第6条 カウンシルは、第2条第1項各号に掲げる審議事項について、範囲を特定し、その審議を社会共創学部企画運営委員会（以下「企画運営委員会」という。）に付託することができる。

- 2 付託の範囲及び企画運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(委員以外の者の出席)

- 第7条 学部長が必要と認めるときは、委員以外の者をカウンシルに出席させることができる。ただし、議決には加わることはできない。

(事務)

- 第8条 カウンシルに関する事務は、社会共創学部事務課において処理する。

(雑則)

- 第9条 この規程に定めるもののほか、カウンシルの議事その他必要な事項は、カウンシルが別に定める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

## 社会共創学部教授会規程（案）

平成28年4月1日  
規則第〇〇〇号

### （趣旨）

第1条 愛媛大学教授会規程（以下「規程」という。）第5条第4項の規定に基づき、社会共創学部教授会（以下「教授会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

### （構成）

第2条 教授会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 社会共創学部の専任の教授、准教授、講師及び助教
- (2) 規程第2条第4項の規定に基づき、教授会に属するものとされた専任の教授
- (3) 規程第3条第2項の規程に基づき、教授会に属するものとされた准教授、講師及び助教

### （審議事項）

第3条 教授会は、社会共創学部における次の各号に掲げる事項について、学長が決定を行うに当たり意見を述べるために審議する。

- (1) 学生の入学、卒業又は課程の修了及び学位の授与に関する事項
- (2) 学生の懲戒に関する事項
- 2 教授会は、前項に掲げるもののほか、教育研究に関する重要事項で教授会の意見を聞くことが必要なものとして学長が定めるものとして、学生の在籍に関する事項（前項第1号に定めるものを除く。）について、審議する。
- 3 教授会は、前2項に規定するもののほか、学長及び学部長（以下「学長等」という。）がつかさどる教育に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

### （議長）

第4条 学部長は、教授会を招集し、その議長となる。

- 2 学部長に事故があるときは、学部選出の評議員がその職務を代行する。
- 3 学部長は、委員の4分の1以上の者から議題を提示して要求があった場合は、教授会を招集しなければならない。

### （議事）

第5条 教授会は、委員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。

- 2 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### （委員以外の者の出席）

第6条 学部長が必要と認めるときは、委員以外の者を教授会に出席させることができる。

ただし、議決には加わることはできない。

(事務)

第7条 教授会に関する事務は、社会共創学部事務課において処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、教授会の議事その他必要な事項は、学部長が別に定める。

#### 附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

## 社会共創学部企画運営委員会規程（案）

平成28年 月 日  
規則第〇〇〇号

### （趣旨）

第1条 社会共創学部（以下「学部」という。）の運営を円滑にするため、社会共創カウンシル規程第6条第2項の規定に基づき、社会共創学部企画運営委員会（以下「運営委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

### （審議事項）

第2条 運営委員会は、学部長の諮問に応じ、次の事項について審議する。

- (1) 学部の運営に関する事項
- (2) 社会共創カウンシルの付託事項

### （組織）

第3条 運営委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学部長
- (2) 学部選出の評議員
- (3) 副学部長
- (4) 各学科長

### （議長）

第4条 学部長は、運営委員会を招集し、その議長となる。

2 学部長に事故があるときは、評議員がその職務を代行する。

### （議事）

第5条 運営委員会は、委員（次項に規定する代理者を含む。以下同じ）の3分の2以上の出席がなければ議事を開くことができない。

- 2 第3条第1項第4号の委員がやむを得ない事由により出席できないときは、代理の者を委員として出席させることができる。
- 3 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

### （委員以外の者の出席）

第6条 学部長が必要と認めるときは、委員以外の者を運営委員会に出席させることがある。

### （報告）

第7条 学部長は、運営委員会の審議に基づき執行した事項のうち、必要と認めるものについては、その結果を速やかにカウンシル又は教授会に報告しなければならない。

(事務)

第8条 運営委員会に関する事務は、社会共創学部事務課において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、運営委員会の運営に関して必要な事項は、運営委員会が別に定める。

#### 附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

## 社会共創推進会議規程（案）

平成28年4月1日  
規則第〇〇〇号

(設置)

第1条 愛媛大学に社会共創学部に関わる具体的な事項を審議するため、社会共創推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 推進会議は、学部における次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 教育課程の編成に関する事項
- (2) 教育施設に関する事項
- (3) 入学試験に関する事項
- (4) 学生生活及び就職に関する事項
- (5) 教員の研究に関する事項
- (6) その他学部運営に関する重要な事項

(組織)

第3条 推進会議は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学部長
  - (2) 学部選出の評議員
  - (3) 副学部長
  - (4) 各学科長
  - (5) 本学の役員又は職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有する者
- 2 前項第5号の委員は、学部長の推薦に基づき学長が任命する。
- 3 第1項第5号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

(議長)

第4条 推進会議は、学部長が招集し、その議長となる。

- 2 学部長に事故があるときは、学部選出の評議員がその職務を代行する。
- (委員以外の者の出席)

第5条 学部長が必要と認めたときは、委員以外の者を推進会議に出席させることができる。

(事務)

第6条 運営委員会に関する事務は、社会共創学部事務課において処理する。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、推進会議が別に定める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。